

# 情報連携全体イメージ図

●情報連携開始に伴い、新たに整備されるインフラ環境

①統合専用端末  
医療保険者(協会けんぽ・国保組合・健保組合・広域連合)が、中間サーバ等を使用した各種業務を行うために使用する端末。各医療保険者が調達を行い、事務所に設置する。

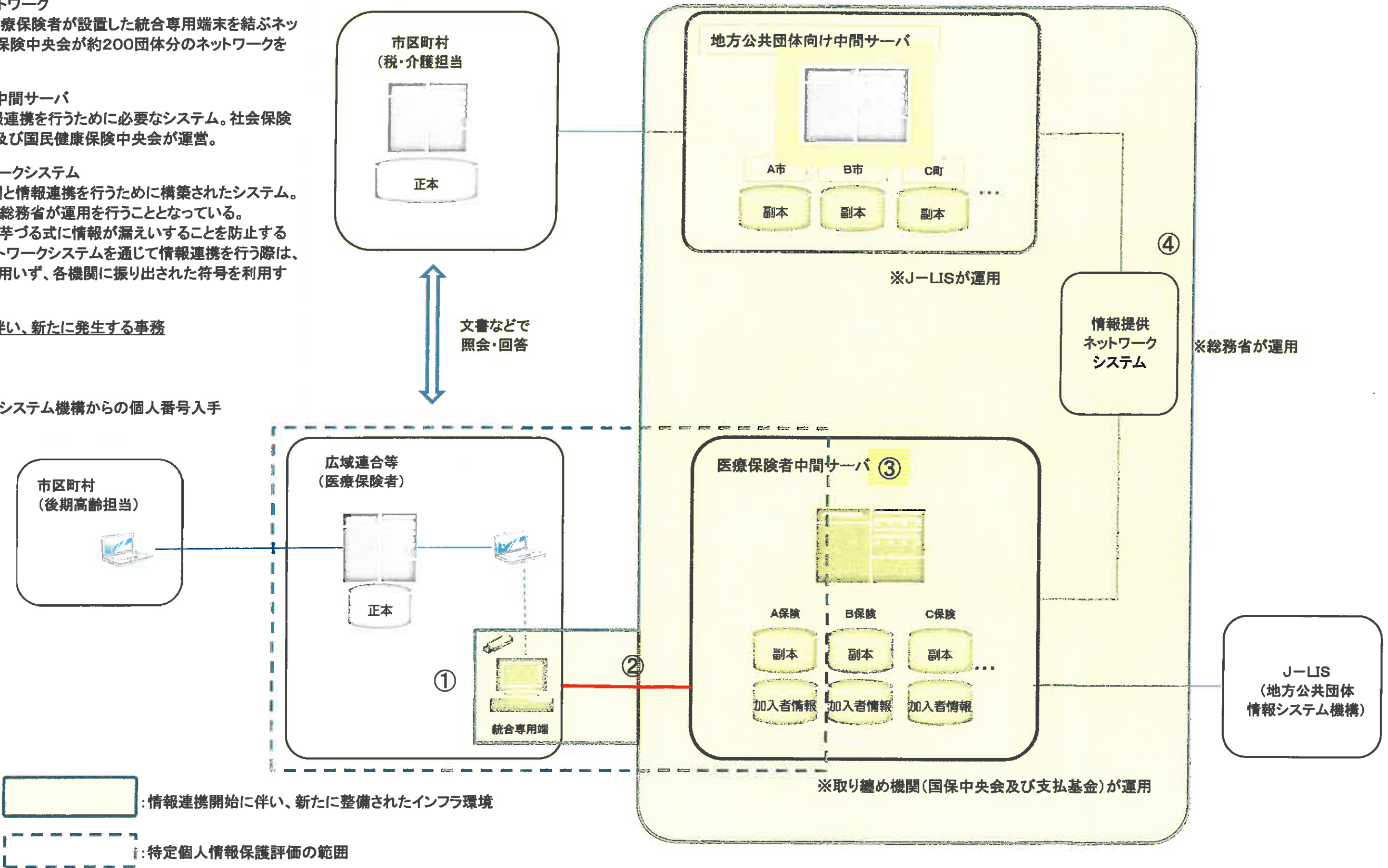
②マイナンバーネットワーク  
中間サーバと各医療保険者が設置した統合専用端末を結ぶネットワーク。国民健康保険中央会が約200団体分のネットワークを一括調達。

③医療保険者向け中間サーバ  
医療保険者が情報連携を行うために必要なシステム。社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が運営。

④情報提供ネットワークシステム  
他の情報保有機関と情報連携を行うために構築されたシステム。内閣官房が構築し、総務省が運用を行うこととなっている。情報連携において、辛づる式に情報が漏えいすることを防止するため、情報提供ネットワークシステムを通じて情報連携を行う際は、直接マイナンバーを用いず、各機関に振り出された符号を利用することとなっている。

●情報連携開始に伴い、新たに発生する事務

- ・加入者情報作成
- ・情報照会
- ・副本作成
- ・地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手



## 加入者情報作成業務の流れ(全体イメージ図)

### 【加入者情報とは？】

機関別符号(情報提供ネットワークシステムを通じて、(他県の)市長村等と情報連携を行う際に必要なキー項目)や被保険者番号枝番(医療保険者間で情報連携を行う際に必要なキー項目)を生成するために、広域連合が中間サーバに登録しなければならない情報。

※加入者情報として中間サーバに登録する主な情報は、マイナンバー、被保険者番号、資格取得年月日、資格喪失年月日など。

### 【加入者情報作成の流れ】

- ①広域連合から加入者情報を中間サーバに登録 ⇒ 黒破線部分
- ②中間サーバから情報提供ネットワークシステムに加入者のマイナンバーを送信。

情報提供ネットワークシステムは、加入者のマイナンバーを基に「機関別符号」を生成し、中間サーバに払い出される。⇒ 赤破線部分

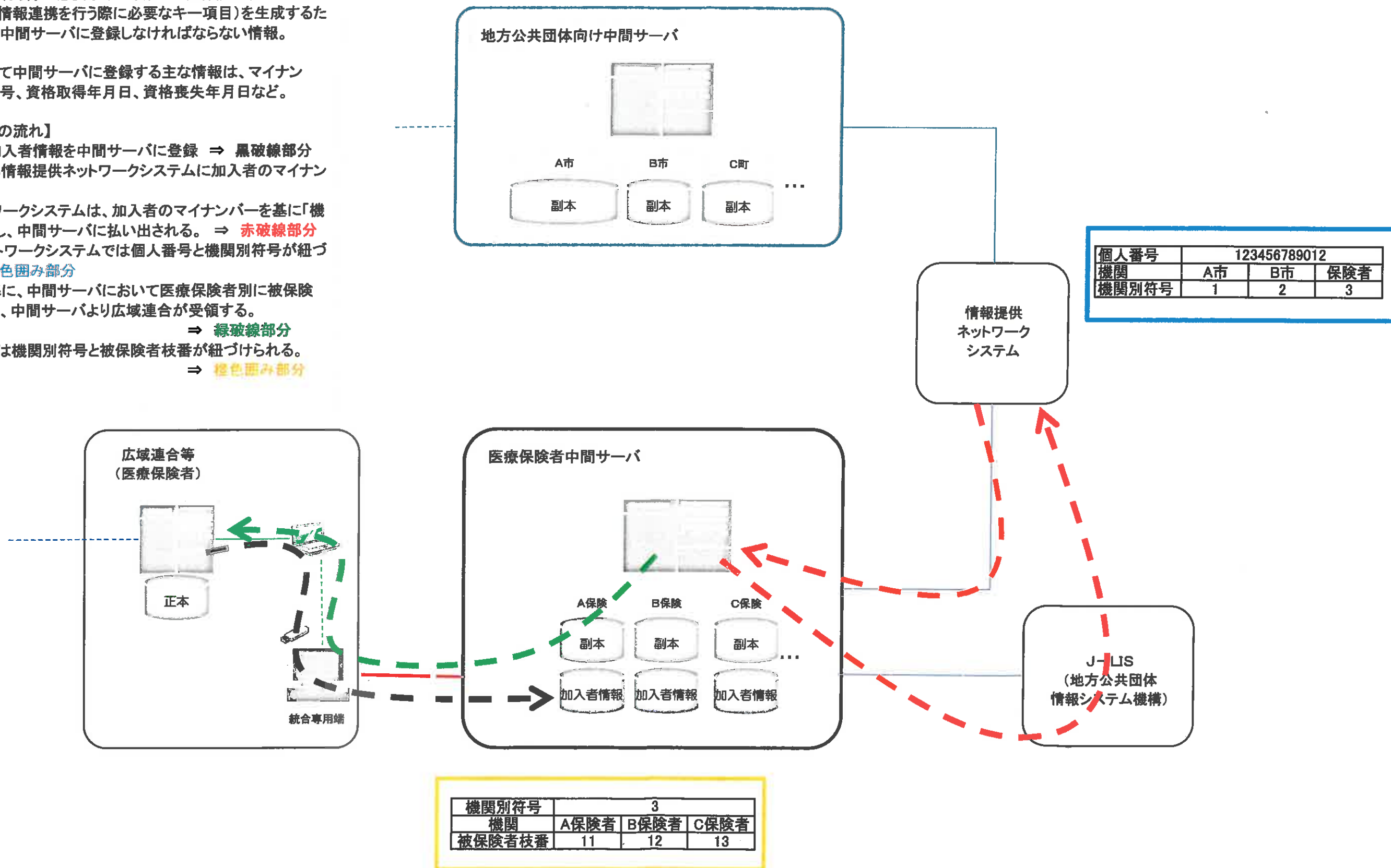
※ 情報提供ネットワークシステムでは個人番号と機関別符号が紐づけられる。⇒ 青色囲み部分

- ③加入者情報を基に、中間サーバにおいて医療保険者別に被保険者枝番が採番され、中間サーバより広域連合が受領する。

⇒ 緑破線部分

※ 中間サーバでは機関別符号と被保険者枝番が紐づけられる。

⇒ 黄色囲み部分



# 情報照会の流れ(全体イメージ図)

## 【情報照会とは?】

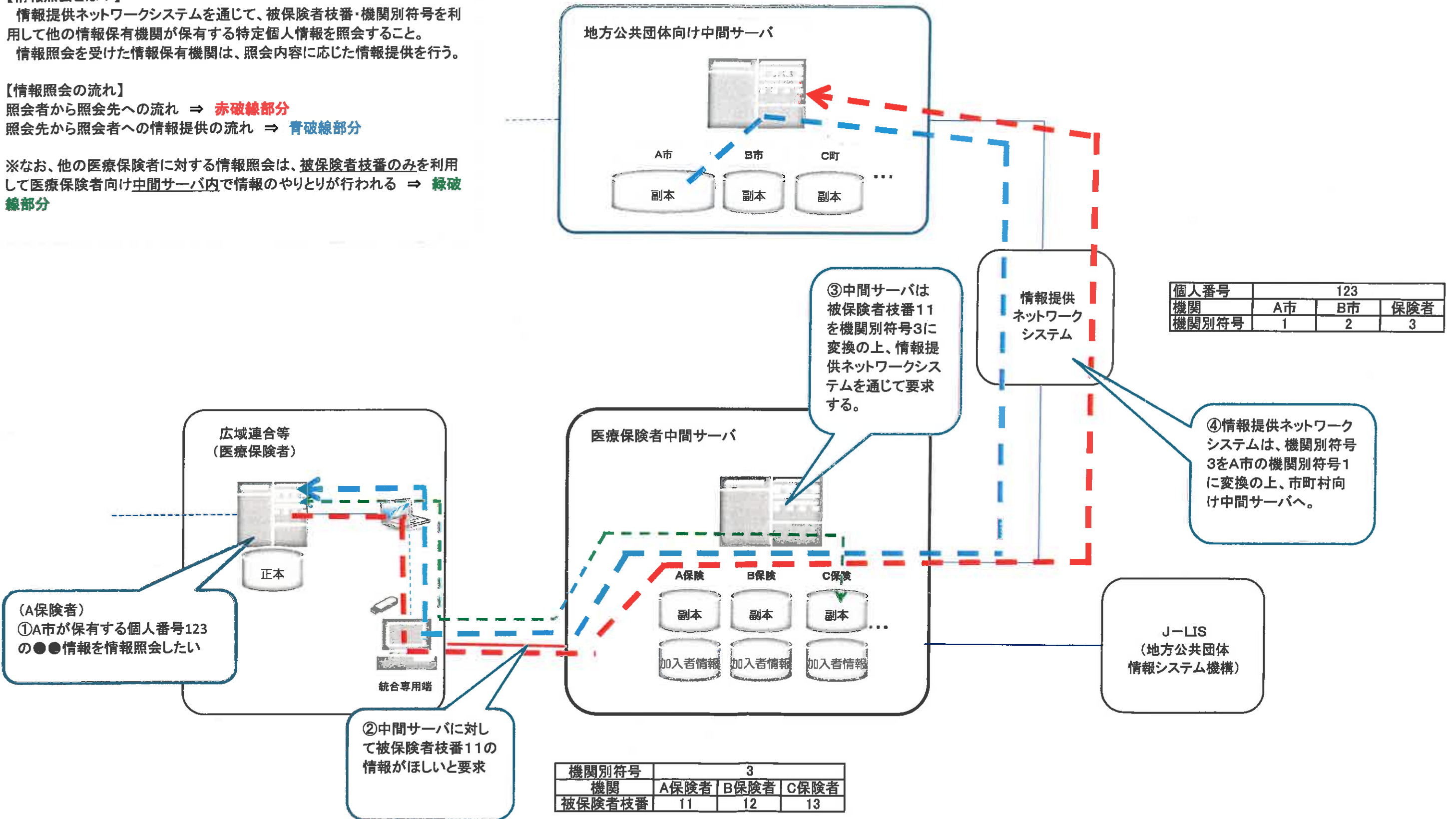
情報提供ネットワークシステムを通じて、被保険者枝番・機関別符号を利用して他の情報保有機関が保有する特定個人情報を照会すること。  
 情報照会を受けた情報保有機関は、照会内容に応じた情報提供を行う。

## 【情報照会の流れ】

照会者から照会先への流れ ⇒ **赤破線部分**

照会先から照会者への情報提供の流れ ⇒ **青破線部分**

※なお、他の医療保険者に対する情報照会は、被保険者枝番のみを利用して医療保険者向け中間サーバ内で情報のやりとりが行われる ⇒ **緑破線部分**



## 副本作成の流れ(全体イメージ図)

### 【副本とは？】

市町村等からの情報照会に対応するため、定期的に医療保険者が中間サーバに登録しなければならない情報。

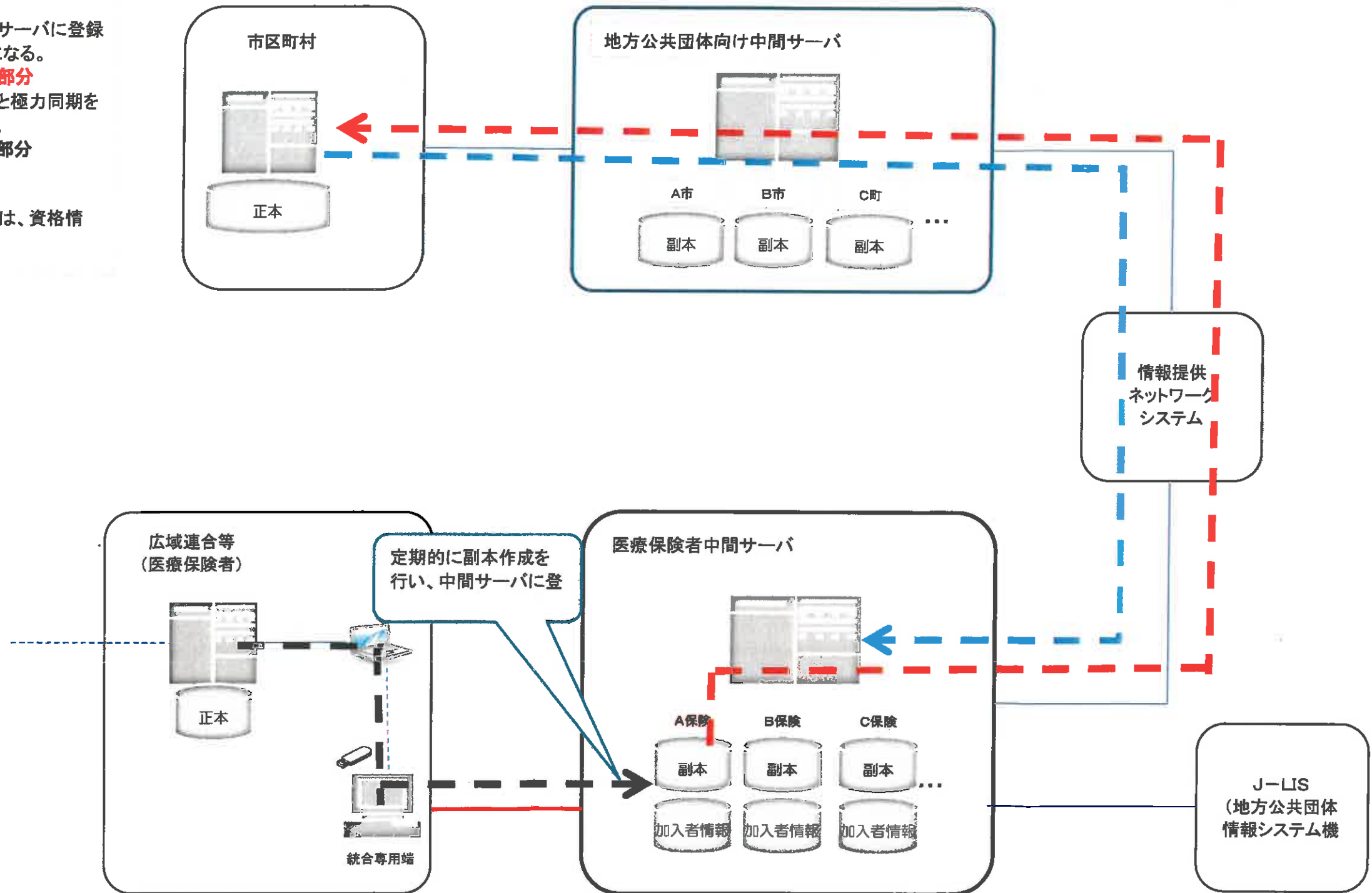
情報照会(青破線部分)を行った市町村等は、中間サーバに登録されている副本から必要な情報の提供を受けることになる。

⇒ 赤破線部分

従って、中間サーバ内の副本の内容は正本の内容と極力同期をとっておく必要があるため、定期的に副本作成を行う。

⇒ 黒破線部分

※広域連合が副本として中間サーバに登録する情報は、資格情報・高額介護合算情報・葬祭費情報の3種類。



## 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からの個人番号入手(全体イメージ図)

個人番号又は基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を確認する必要がある場合、住民基本台帳ネットワークシステムを介してJ-LISから個人番号又は基本4情報を入手することが可能になる。

統合専用端末から確認したい被保険者の情報(検索条件)を入力し、J-LISに対して照会を行う。 ⇒ **赤破線部分**

J-LISは広域連合等に対して照会結果を送信する。 ⇒ **青破線部分**

